

東京都下水道局水洗便所助成規程

昭和 46 年 7 月 1 日

東京都下水道局管理規程第 21 号

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日 東京都下水道局管理規程第 12 号

(目的)

第一条 この規程は、東京都の特別区の存する区域内において、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内のくみ取り便所を水洗便所に改造する者(以下「改造者」という。)に対する助成に関し必要な事項を定め、もつて水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

(助成)

第二条 東京都下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、予算の範囲内で、この規程の定めるところにより、改造者に対し、助成金を交付する。

(助成金の交付を受けることができる者の資格)

第三条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、処理区域内における家屋の所有者又は改造について所有者の同意ある家屋の使用者とする。

- 一 生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号のいずれかの扶助を受けている者(以下「被保護者」という。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、特別区内に住所を有する者で、かつ、改造者の属する世帯の構成員全員が地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第二十四条の五第一項又は第三項及び同法第二百九十五条第一項又は第三項の規定により都民税及び特別区民税を課されていない者(以下「非課税者」という。)のうち、管理者が適当と認めた者
- 2 管理者は、前項の規定によるもののほか、公益上その他特別な事情により助成金を交付することが適当であると認める者に助成金を交付することがある。

(助成金の額)

第四条 助成金の額は、改造者の行う工事のうち、一件に限り四十八万六千円以内とする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、助成金の額を別に定めることができる。

(助成金交付申請書等)

第五条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、水洗便所に改造する工事(以下「改造工事」という。)に着工する前に別記第一号様式による申請書及び東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号。以下「条例」という。)第四条の規定に基づく排水設備計画届出書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 被保護者にあつては、福祉事務所長の発行する生活保護法の適用を受けていること

を証する書類

- 二 非課税者にあつては、世帯全員の住民票に記載された住所、氏名、生年月日及び世帯主である旨又は世帯主との続柄を証する書類並びに特別区の長の発行する都民税及び特別区民税を課されていないことを証する書類

(助成金の交付の決定及び通知)

第六条 管理者は、前条の申請があつたときは、助成金交付申請書、添付書類及び排水設備計画届出書を審査したうえ、助成金の交付の決定を行う。

- 2 管理者は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、別記第二号様式による助成金交付決定通知書により、交付ができないと決定したときは、別記第二号様式の二による通知書により、申請者に通知する。
- 3 管理者は、第一項の助成金の交付の決定に当たつて、この規程で定める助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付する。

(申請の撤回)

第七条 前条第二項により助成金の交付の決定通知を受けた者(以下「被助成者」という。)は、交付決定の日から十四日以内に助成金の交付の申請を撤回することができる。

(事情変更による決定取消等)

第八条 管理者は、助成金の交付の決定のあつた日以後助成金の額の確定する日までの間に、天災地変その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(工事期限)

第九条 被助成者は、交付決定の日から三か月以内に改造工事を完了させなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(承認事項)

第十条 被助成者は、改造工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第十一条 被助成者は、改造工事が第九条の規定に定める期間内に完了しない場合又は改造工事の施行が困難となつた場合は、すみやかに管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

(改造工事の施行命令)

第十二条 管理者は、改造工事が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って施行されていないと認めるときは、被助成者に対し、一定の期限を付して、これらの内容又は条件に従ってその改造工事を施行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第十三条 被助成者は、改造工事が完了したときは、すみやかに別記第三号様式による実績報告書を管理者に提出しなければならない。

(助成金の交付の時期)

第十四条 管理者は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、審査及び現場調査を行い、交付すべき助成金の額を確定した後、被助成者に対し交付する。

(決定の取消)

第十五条 管理者は、被助成者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消す。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- 二 第十一条の規定に定める指示に従わなかったとき。
- 三 第十二条の規定に定める改造工事の施行命令に従わなかったとき。

2 管理者は、前項の規定による取消をしたときは、被助成者に対し通知する。

(助成金の返還)

第十六条 管理者は、前条第一項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第十七条 前条の規定により、助成金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金(百円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 被助成者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金(百円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前二項の場合において、年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(下水道事務所長への委任)

第十八条 第六条第二項、第十一条、第十二条及び第十五条第二項の規定により行う通知、指示等は、東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号)第五条に定める事業機関のうちの下水道事務所長に委任する。

附 則 (抄)

(令和六年下水管規程第一二号)

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

下水道事務所		扱 者			
No.					

収 受	年 月 日	第 号	決 定	交 付 不 交 付	年 月 日
供用開 始年度	年 度	現 場 調 査	年 月 日	確 認	

年 月 日

東京都公営企業管理者
下水道局長 殿

住 所
申 請 者
氏 名

水洗便所助成金申請書

東京都下水道局水洗便所助成規程に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

施 設 場 所					
使用者	住 所				氏 名
家 屋 所有者	住 所				氏 名
施工者	住 所	電 話 ()			商 号 氏 名
施 工 期 間	~		便 器 の 型 式 及 び 個 数	型 個	
助 成 申 請 額	円		請 求 方 法	直 接 ・ 間 接	

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第6条関係)

年 第 号
月 日

水洗便所助成金交付決定通知書

東京都 区 町
丁目 番 号
様

東京都下水道局
下水道事務所長

あなたが交付の申請をされました水洗便所助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金額 円以内で、後日通知する金額になります。
- 2 条 件
 - (1) 工事期間 本日から3箇月以内に完了させてください。
 - (2) 事故報告等 工事が予定期間内に終了しないなどの事情ができたときは、すぐに連絡してください。
 - (3) その他 工事が完了しましたら現場調査をしますので、必ず連絡してください。
- 3 交付時期 当局の現場調査完了後、助成金額を確定し交付の手続を行います。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式の2(第6条関係)

第 号
年 月 日

宛

東京都下水道局
所長

通 知 書

先に申請のあつた水洗便所助成金の交付については、下記の理由により交付できないので通知します。

記

理 由

(日本産業規格 A 列 4 番)

第3号様式(第13条関係)

表 造 報 告 書					申 請 者 氏 名			
工事費用総額				円	完工年月日		年 月 日	
※太線内は記入しないでください。	助 成 額 査 定	名 称	単 価 数 量	単 価 金	額	現 場 調 査	年 月 日	
		型水洗使用	個	円	円			
		排水管内径	cm	m			調 査 員	
		汚水ます内径	cm	個			決 定 年 月 日	年 月 日
		床張替え工事 給水工事一式					助 成 額	円
	計				円			
本件の助成額は、上記のとおり決定します。								

(日本産業規格A列4番)